

兵庫地方最低賃金審議会

第 685 回審議会資料

令和 8 年 7 月 13 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 685 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

	頁番号
資料 1： 令和 8 年度 特定最低賃金申出状況一覧表	1
資料 2： 各申出書の写し（抜粋）	2
資料 3： 各申出書の合意労働者数、適用労働者数及び最低賃金に関する協定書の 金額等一覧表	10
資料 4： 2026 春季生活闘争第 7 回（最終）回答集計 連合兵庫	26
資料 5： 全国どこでも最低賃金 1500 円の早期実現を求める要請書名の提出について 最低賃金引上げキャンペーンたるみ連絡会	28
資料 6： 最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書	33

最低賃金の件名		塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業・試	自動車小売業
受 理 日		8. 6. 29	8. 6. 29	8. 6. 30	8. 6. 29	8. 6. 29	8. 6. 30	8. 7. 3
申出の内容		改 正	改 正	改 正	改 正	改 正	改 正	改 正
申 請 ケース	労働協約	○	○	○	○	○	○	○
	公正競争							
適用労働者数	[分母A]	1, 860	22, 061	59, 962	42, 947	15, 104	2, 004	16, 020
合意労働者数	[分子B]	824	9, 596	20, 305	22, 172	6, 094	1, 654	6, 388
		(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)
合意者割合	B/A×100%	44. 3%	43. 5%	33. 9%	51. 6%	40. 3%	82. 5%	39. 9%
最も低い金額	労働協約(時間額)	1, 200円	1, 359円	1, 231円	1, 300円	1, 408円	1, 195円	1, 185円
	公正競争(時間額)							
	算定の方法	時間額の定めによる	月額220, 000円月間労働時間(161. 87時間)で除した値	時間額の定めによる	月額200, 800円を月間労働時間(151. 36時間)で除した値	月額224, 000円を月間労働時間(159時間)で除した値	月額191, 200円を月間労働時間(160時間)で除した値	月額187, 000円を月間労働時間(157. 8時間)で除した値
現在適用の特定最低賃金額(自動車小売業は地賃)		1, 158円	1, 180円	1, 150円	1, 117円	1, 188円	1, 117円	1, 116円
今年度の労働協約の最も低い額との差額		42円	179円	81円	183円	220円	78円	69円
申 出 者		合日本化学エネルギー産業労働組合兵庫地方連絡会	兵日本基本幹産業労働組合連合会	兵日本基本幹産業労働組合連合会	電機連合兵庫地方協議会	兵日本基本幹産業労働組合連合会	J A M 山陽	自動車総連兵庫地方協議会

各申出書の写し（抜粋）

1. 塗料製造業
2. 鉄鋼業
3. はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
4. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
5. 輸送用機械器具製造業
6. 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
7. 自動車小売業

兵庫労働局長
金成 真一 殿

2026年6月29日

日本化学エネルギー産業労働組合連合会



申 入 書

最低賃金法第15第1項の規定により、兵庫県塗料製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

- 1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者1,860名
- 2、改定の決定を申し出る最低賃金の件名
兵庫県塗料製造業最低賃金
- 3、申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4、申し出の理由
兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者は1,860名であり、そのうち824名が最低賃金に関する労働協約の適用を受けている状況を踏まえて、上記2、に掲げる最低賃金の改正の決定を申し出るものである。

労働協約上の賃金の最も低い額	=	1,200円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額	=	1,158円/時間額

5、添付書類

①労働協約の写し ②申出合意書及び委任状 ③兵庫県における塗料製造事業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以上

令和8年6月29日

兵庫労働局

局長 金成 真一 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号
日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部
委員長 北川 孝 宣

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規程により、兵庫県特定最低賃金（鉄鋼業）の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 22,061名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県鉄鋼業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

9,596名

兵庫県における鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

22,061名

= 43.5%→3分の1以上

(最も低い) 労働協約の金額 = 220,000円/月額、10,784円/日額、1,359円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,180円/時間額

5. 添付書類

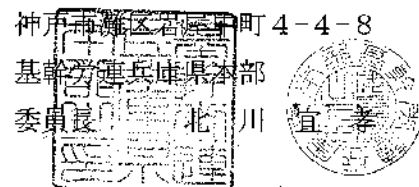
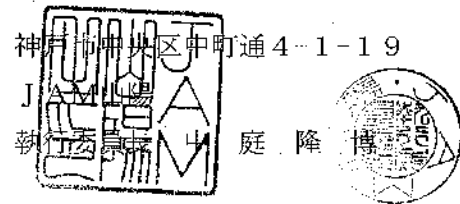
- ① 労働協約（最低賃金に関する確認書または覚書）の写し
- ② 申出に関する合意（合意者一覧表）及び申請代表者に対する委任書（各組合の委任書）
- ③ 兵庫県における鉄鋼業の労働者数の概数及び、この内、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の内訳
- ④ 最低賃金協定月額ならびに月間所定労働日数・月間所定労働時間



以 上

令和8年6月30日

兵庫労働局長
金成真一殿



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の特定最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者59,962人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 20,305人

兵庫県におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 59,962人

最も低い労働協約の金額 時間額 1,231円

最も高い労働協約の金額 時間額 1,534円

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意を含む）

③ 兵庫県下における、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

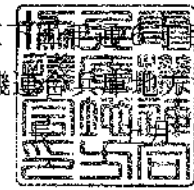


以上

兵庫労働局
局長 殿

神戸市中央区 通 3 番 30 号

電機
議



申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規程により、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	22, 172名	
兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数	42, 947名	$= 51.6\% > \text{概ね } 1/3 \text{ 以上}$
(最も低い) 労働協約の金額 = 1, 300円/時間額		
現在適用されている法定最低賃金額 = 1, 117円/時間		

5. 添付書類

①労働協約の写、②申出合意書及び委任状、③兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数

以上



令和8年6月29日

兵庫労働局

局長 金成 真一 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号
日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部
委員長 宣一 孝



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 15,104 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,094 人

兵庫県における輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 15,104 人

=40.3%→3分の1以上

（最も低い）労働協約の金額＝ 1,408 円／時間

現在適用されている法定最低賃金金額＝ 1,188 円／時間

5. 添付書類

①労働協約の写し

②申出合意者及び委任状

③兵庫県下における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数

及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

④所定労働時間数及び所定労働日数

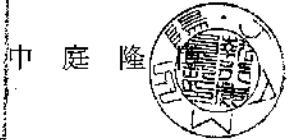
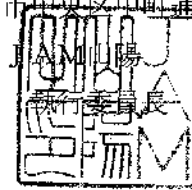


以 上

令和8年6月30日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

神戸市中央区中町通4-1-19



申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者2,004人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,654人

兵庫県における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 2,004人

最も低い労働協約の金額	時間額	1,195円
-------------	-----	--------

最も高い労働協約の金額	時間額	1,329円
-------------	-----	--------

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意書を含む）

③ 兵庫県下における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の事業所と当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



以上

令和 8 年 7 月 3 日

兵庫 労働局長
金成 真一 殿

自動車総連 兵庫 地方
議長



申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
兵庫県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 16,020 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
兵庫県自動車小売業最低賃金
3. 申し出の内容
上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第 15 条の 2 に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
 - (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上に達していること。
 - (2) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,348 名
兵庫県における自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 16,020 名

= 6,348 > 概ね 3 分の 1 以上

労働協約の金額 = 1,116 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,116 円/時間



令和8年度 合意労働者数
産業別 : 塗料製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	264
2	B社		有	70
3	C社	b労働組合	有	202
4	D社	c労働組合	有	93
5	E社	d労働組合	有	116
6	F社	e労働組合	有	34
7	G社	f労働組合	有	45
合 計				824

令和8年度 最低賃金協定額
産業別 : 塗料製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	150.00	7.5 (20日)		10,350	1,380
2	B社					
3	C社	150.60	7.5 (20.08日)	200,000		1,200
4	D社	151.25	7.5 (20.17日)			1,226
5	E社	150.0	7.5 (20.0日)			1,280
6	F社	149.6	7.42 (20.16日)	188,395	9,345	1,260
7	G社	150.0	7.5 (20.0日)			1,377

令和8年度 合意労働者数
産別名 : 鉄鋼業
ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の 有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	1,244
2	B社	b労働組合	有	737
3	C社	c労働組合	有	533
4	D社		有	336
5	E社	d労働組合	有	3,048
6	F社	e労働組合	有	125
7	G社	f労働組合	有	414
8	H社		有	21
9	I社	g労働組合	有	1,271
10	J社	h労働組合	有	280
11	K社	i労働組合	有	384
12	L社	j労働組合	有	300
13	M社	k労働組合	有	247
14	N社	l労働組合	有	534
15	O社		有	93
16	P社		有	29
合 計				9,596

令和8年度 最低賃金協定額

産別名 : 鉄鋼業

ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	161.87	(20.4日)	220,000		1,359
2	B社					
3	C社	157.5	(20.4日)	241,560		1,533
4	D社					
5	E社					
6	F社	157.7	(21.8日)	240,000		1,521
7	G社	159.3	(19.9日)	231,000		1,450
8	H社					
9	I社	158.3	(21.6日)	229,000		1,446
10	J社	158.23	(21.83日)	242,500		1,532
11	K社	157.5	(20.4日)	234,560		1,489
12	L社	157.0	(20日)	215,200		1,370
13	M社	158.28		242,500		1,532
14	N社	157.5	(20.4日)	231,000		1,466
15	O社					
16	P社					

令和8年度 合意労働者数

産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	決議(合意)書の有無	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	有	291
2	B社	b労働組合	有	有	397
3	C社	c労働組合	有	有	65
4	D社	d労働組合	有	有	175
5	E社	e労働組合	有	有	411
6	F社	f労働組合	有	有	314
7	G社	g労働組合	有	有	477
8	H社	h労働組合	有	有	1,087
9	I社	i労働組合	有	有	505
10	J社	j労働組合	有	有	133
11	K社	k労働組合	有	有	967
12	L社	l労働組合	有	有	810
13	M社	m労働組合	有	有	3,166
14	N社	n労働組合	有	有	4,023
15	O社	o労働組合	有	有	2,116
16	P社	p労働組合	有	有	455
17	Q社	q労働組合	有	有	1,113
18	R社	r労働組合	有	有	378
19	S社	s労働組合	有	有	364
20	T社	t労働組合	有	有	365
21	U社	u労働組合	有	有	1,038
22	V社	V労働組合	有	有	345
23	W社	w労働組合	有	有	1,198
24	X社	x労働組合	有	有	112
	合計				20,305

令和8年度 最低賃金協定額
産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	160.0	8 (20日)	216,300		1,351
2	B社	153.4	7.67 (20日)	190,000		1,238
3	C社	156.8	7.92 (19.8日)	195,000	9,848	1,243
4	D社	152.04	7.41 (20.5日)	192,200	9,376	1,264
5	E社	155.64	7.75 (20.083日)			1,448
6	F社	159.33		200,000		1,255
7	G社					1,250
8	H社	152.67	7.75 (19.7日)			1,231
9	I社	155		202,000		1,298
10	J社	160.64	8 (20.08日)	223,600	11,135	1,391
11	K社	157.5	(20.4日)	241,560	11,841	1,533
12	L社	157.5	(20.4日)	241,500	11,838	1,533
13	M社	158.6		226,100		1,425
14	N社	158.6		226,100		1,425
15	O社	159	(19.8日)	224,000		1,408
16	P社	159	(19.8日)	224,000		1,408
17	Q社	159	(19.8日)	224,000		1,408
18	R社	159	(19.8日)	224,000		1,408
19	S社	160		210,000		1,312
20	T社	159.33		226,500		1,421
21	U社	160		224,000	11,200	1,400
22	V社	158.6	(19.82日)	224,000	11,301	1,412
23	W社	162.64	8 (20.33日)	205,000	10,083	1,260
24	X社	158.64	(19.83日)	218,300		1,376

令和8年度 合意労働者数

産業別 : 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	233
2	B社	b労働組合	有	129
3	C社	c労働組合	有	281
4	D社	d労働組合	有	211
5	E社	e労働組合	有	291
6	F社	f労働組合	有	214
7	G社	g労働組合	有	1,158
8	H社	h労働組合	有	680
9	I社	i労働組合	有	291
10	J社	j労働組合	有	719
11	K社	k労働組合	有	475
12	L社	l労働組合	有	144
13	M社	m労働組合	有	2,094
14	N社		有	
15	O社	n労働組合	有	2,721
16	P社	o労働組合	有	689
17	Q社	p労働組合	有	1,588
18	R社	q労働組合	有	2,342
19	S社		有	
20	T社		有	

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
21	U社	r労働組合	有	4,082
22	V社	s労働組合	有	294
23	W社	t労働組合	有	136
24	X社	u労働組合	有	222
25	Y社	v労働組合	有	58
26	Z社	w労働組合	有	580
27	AA社	x労働組合	有	349
28	AB社		有	
29	AC社		有	
30	AD社	y労働組合	有	650
31	AE社	z労働組合	有	198
32	AF社	aa労働組合	有	358
33	AG社	ab労働組合	有	775
34	AH社		有	
35	AI社		有	
36	AJ社	ac労働組合	有	210
合 計				22,172

令和8年度 最低賃金協定額

産業別：電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	152.44	7.75 (19.67日)	213,000		1,397
2	B社	152.44	7.75 (19.67日)	213,000		1,397
3	C社	152.44	7.75 (19.67日)	213,000		1,397
4	D社	152.44	7.75 (19.67日)	215,000		1,410
5	E社	153.76	7.75 (19.84日)	214,000		1,391
6	F社	153.68	7.75 (19.83日)	213,000		1,385
7	G社	152.44	7.75 (19.67日)	213,000		1,397
8	H社	153.68	7.75 (19.83日)	213,000		1,385
9	I社	161.36	8.00 (20.17日)	210,000		1,301
10	J社	154.38	7.75 (19.92日)	223,000		1,444
11	K社	154.38	7.75 (19.92日)	223,000		1,444
12	L社	154.38	7.75 (19.92日)	200,800		1,300
13	M社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
14	N社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
15	O社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
16	P社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
17	Q社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
18	R社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
19	S社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
20	T社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
21	U社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
22	V社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
23	W社	155.00	7.75 (20.0日)	219,000		1,412
24	X社	155.00	7.75 (20.0日)	215,000		1,387
25	Y社	160.64	8.0 (20.08日)	213,000		1,325
26	Z社	155.00	7.75 (20.0日)	225,000		1,451
27	AA社	154.38	7.75 (19.92日)	223,000		1,444
28	AB社	154.38	7.75 (19.92日)	223,000		1,444
29	AC社	154.38	7.75 (19.92日)	223,000		1,444
30	AD社	154.38	7.75 (19.92日)	213,000		1,379
31	AE社	155.16	7.75 (20.02日)	215,000		1,385
32	AF社	154.30	7.75 (19.91日)	226,000		1,464
33	AG社	155.00	7.75 (20.0日)	219,000		1,412
34	AH社	155.00	7.75 (20.0日)	219,000		1,412
35	AI社	155.00	7.75 (20.0日)	219,000		1,412
36	AJ社	156.666	7.8333 (20.0日)	213,000		1,359

令和8年度 合意労働者数
産業別 : 輸送用機械器具製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	920
2	B社		有	1,118
3	C社		有	3,357
4	D社	b労働組合	有	699
合 計				6,094

令和8年度 最低賃金協定額
産業別：輸送用機械器具製造業
ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	159	(19.8日)	224,000		1,408
2	B社					
3	C社					
4	D社	158.6		226,100		1,425

令和8年度 合意労働者数

産業別 : 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	576
2	B社	b労働組合	有	570
2	C社	c労働組合	有	508
合 計				1,654

令和8年度 最低賃金協定額

産業別：計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	160	8 (20日)	192,000	9,600	1,200
2	B社	160	8 (20日)	191,200	9,560	1,195
3	C社	160.67	8 (20.08日)	210,000		1,307

令和8年度 合意労働者数
産別名 : 自動車小売業
ケース : 労働協約

番号	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	1,570
2	B社	b労働組合	有	1,288
3	C社	c労働組合	有	236
4	D社	d労働組合	有	1,159
5	E社	e労働組合	有	485
6	F社	f労働組合	有	567
7	G社	g労働組合	有	288
8	H社	h労働組合	有	795
合 計				6,388

令和8年度 最低賃金協定額
 産別名 : 自動車小売業
 ケース : 労働協約

番号	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	157.8	(20.58日)	200,000	9,716	1,267
2	B社	154.63	7.58 (20.4日)	208,800	10,235	1,349
3	C社	156.53	(20.42日)	215,000	10,530	1,373
4	D社	157.80	7.66 (20.583日)	187,000	9,085	1,185
5	E社	163.3	(20.4日)	218,800	10,725	1,339
6	F社	157.58		190,000		1,205
7	G社	164	(21日)	215,800	10,277	1,315
8	H社	163.34	7.75 (20.42日)	236,030	11,558	1,445

組合員1人あたり平均(加重平均)												
業種別	集計組合				対比			2025要求		2026回答		
	昨年同時期		平均年齢		平均勤続		要求ベース		額		率	
	組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員	計	実上げ分	計	実上げ分	計	率
製造業	～99	71	2,536	0	0	2536	18,160	4,367	15,235	6.60	1.59	5.29
	100～299	42	7,991	0	0	7991	19,144	4,675	15,019	6.43	1.52	5.11
	300未満計	113	10,527	0	0	10527	18,914	4,609	15,066	6.47	1.54	5.14
	300～999	28	15,451	0	0	15451	21,159	5,027	16,367	6.73	1.57	5.13
	1,000～	5	8,409	0	0	8409	29,165	7,781	18,422	7.70	2.09	5.16
	計	146	34,387	0	0	34387	21,473	5,171	16,419	6.79	1.62	5.14
							14,835	3,504	12,405	6.04	1.00	5.00
商業流通	～99	3	140	0	0	140	20,028	3,022	8,774	6.96	0.78	2.91
	100～299	4	523	0	0	523	19,698	4,426	15,273	6.95	1.58	5.38
	300未満計	7	663	0	0	663	18,931	3,124	9,588	6.76	0.83	3.38
	300～999	2	1,538	0	0	1538	17,991	5,218	12,773	5.36	1.53	3.83
	1,000～	3	4,012	0	0	4012	18,333	337,649	17,991	5.36	1.53	3.83
	計	12	6,213	0	0	6213	18,514	4,870	13,284	5.91	1.51	4.21
							14,801			1.06		
交通運輸	～99	9	396	0	0	396	18,500					
	100～299	2	315	0	0	315	18,500					
	300未満計	11	711	0	0	711	18,500					
	300～999	4	2,109	0	0	2109	18,761	5,336	13,229	6.79	1.91	4.91
	1,000～	2	2,300	0	0	2300	18,492	5,336	13,229	6.76	1.91	4.91
	計	17	5,120	0	0	5120	18,492	5,336	13,229	6.76	1.91	4.91
							14,801			1.06		
サービス・ホテル	～99	0	0	0	0	0						
	100～299	0	0	0	0	0						
	300未満計	0	0	0	0	0						
	300～999	1	397	0	0	397	18,492	5,336	13,229	6.76	1.91	4.91
	1,000～	0	0	0	0	0						
	計	1	397	0	0	397	18,492	5,336	13,229	6.76	1.91	4.91
							14,801			1.06		
その他	～99	19	643	0	0	643	18,500					
	100～299	7	1,335	0	0	1335	18,761	5,336	13,229	6.79	1.91	4.91
	300未満計	26	1,978	0	0	1978	18,820	4,421	11,512	5.64	1.37	3.88
	300～999	5	2,388	0	0	2388	18,111	5,258	13,312	7.60	2.28	5.46
	1,000～	0	0	0	0	0						
	計	31	4,366	0	0	4366	17,485	4,954	12,717	6.65	1.96	4.99
							14,801			1.06		
計	～99	102	3,715	0	0	3715	17,566	4,392	14,343	6.39	1.57	4.91
	100～299	55	10,164	0	0	10164	18,910	4,560	14,572	6.33	1.47	4.95
	300未満計	157	13,879	0	0	13879	18,564	4,522	14,520	6.34	1.49	4.94
	300～999	40	21,853	0	0	21853	20,406	4,967	15,592	6.80	1.65	5.15
	1,000～	10	14,721	0	0	14721	23,495	6,171	16,108	6.51	1.74	4.61
	計	50	36,604	0	0	36604	21,250	5,273	15,770	6.72	1.67	4.96
							14,801			1.06		
計	～99	207	50,483	0	0	50483	20,443	5,076	15,462	6.61	1.63	4.95
	100～299	102	3,715	0	0	3715	17,566	4,392	14,343	6.39	1.57	4.91
	300未満計	157	13,879	0	0	13879	18,564	4,522	14,520	6.34	1.49	4.94
	300～999	40	21,853	0	0	21853	20,406	4,967	15,592	6.80	1.65	5.15
	1,000～	10	14,721	0	0	14721	23,495	6,171	16,108	6.51	1.74	4.61
	計	207	50,483	0	0	50483	20,443	5,076	15,462	6.61	1.63	4.95
							14,801			1.06		

業種別		集計組合		昨年同時期		対比		2026要求				2026回答										
		人員		人員		人員		平均年齢	平均勤続	要求ベース	額		率		額		率					
											組合数	人員	組合数	人員	計	定昇相当分	賃上げ分	計	定昇相当分	賃上げ分	計	定昇相当分
製造業	～99	71	2,536	0	0	71	2536	42.19	14.61	269,157	17,107	4,453	14,334	6.40	1.66	4.93	10,895	4,376	8,796	4.23	1.61	3.23
	100～299	42	7,991	0	0	42	7991	39.58	14.53	294,402	19,197	4,710	15,055	6.46	1.54	5.13	15,423	5,125	10,833	5.30	1.68	3.92
	300未満計	113	10,527	0	0	113	10527	41.03	14.57	279,724	17,876	4,568	14,664	6.43	1.60	5.03	12,583	4,712	9,698	4.70	1.65	3.58
	300～999	28	15,451	0	0	28	15451	39.67	14.90	313,323	21,258	5,053	16,441	6.77	1.57	5.17	16,902	5,236	12,821	5.25	1.60	4.04
	1,000～	5	8,409	0	0	5	8409	40.64	14.32	369,715	29,283	8,073	19,367	7.77	2.19	5.30	26,137	7,548	17,075	6.82	2.04	4.54
	計	146	34,387	0	0	146	34387	40.70	14.64	290,158	18,817	4,771	15,261	6.54	1.61	5.08	13,772	4,929	10,785	4.89	1.65	3.76
	～99	3	140	0	0	3	140	37.00	8.00	244,792	14,862	4,241	12,405	6.07	1.00	5.00	9,634	3,819	5,133	3.94	1.55	2.09
商業流通	100～299	4	523	0	0	4	523	37.00	13.00	291,774	20,150	3,001	8,749	7.09	0.78	2.91	10,113	2,302	6,562	3.37	0.78	2.17
	300未満計	7	663	0	0	7	663	37.00	10.50	271,639	17,884	3,497	9,967	6.65	0.85	3.60	9,907	3,060	5,842	3.62	1.16	2.13
	300～999	2	1,538	0	0	2	1538	41.00	16.40	284,594	19,677	4,427	15,250	6.96	1.58	5.38	17,844	4,427	13,417	6.23	1.58	4.66
	1,000～	3	4,012	0	0	3	4012	41.27	18.82	332,814	18,221	5,127	13,095	5.51	1.52	3.98	17,046	5,127	11,919	5.18	1.52	3.65
	計	12	6,213	0	0	12	6213	39.80	15.64	289,092	18,267	4,172	12,461	6.42	1.29	4.19	13,015	4,053	9,551	4.44	1.38	3.20
	～99	9	396	0	0	9	396	49.97	22.70	187,500	12,740			1.06			5,902	3,345	9,333	1.52		4.26
	100～299	2	315	0	0	2	315	51.11	13.41								7,000	1,000	6,500	2.97	0.42	2.85
交通運輸	300未満計	11	711	0	0	11	711	50.42	18.98	187,500	12,740			1.06			6,039	2,173	8,200	2.00	0.42	3.32
	300～999	4	2,109	0	0	4	2109	42.20	12.43	288,633	19,733	5,733	14,000	6.81	1.95	4.89	12,200	4,033	8,875	4.09	1.40	3.11
	1,000～	2	2,300	0	0	2	2300	44.80	18.80								15,500	4,500	11,000	5.09	1.48	3.61
	計	17	5,120	0	0	17	5120	46.41	16.56	263,350	15,363	5,733	14,000	5.37	1.95	4.89	8,916	3,635	8,955	3.56	1.27	3.29
	～99	0	0	0	0	0	0															
	100～299	0	0	0	0	0	0															
	300未満計	0	0	0	0	0	0															
サービス・ホテル	300～999	1	397	0	0	1	397	34.30	6.10	248,987	12,245	2,245	10,000	4.92	0.90	4.02	12,245	2,245	10,000	4.92	0.90	4.02
	1,000～	0	0	0	0	0	0															
	計	1	397	0	0	1	397	34.30	6.10	248,987	12,245	2,245	10,000	4.92	0.90	4.02	12,245	2,245	10,000	4.92	0.90	4.02
	～99	19	643	0	0	19	643	39.98	12.78	273,965	17,835	4,298	10,787	6.55	1.39	3.84	8,916	3,877	6,093	3.31	1.39	2.16
	100～299	7	1,335	0	0	7	1335	40.80	14.75	312,323	17,493	3,694	13,125	5.81	1.13	4.79	14,536	3,694	11,340	4.65	1.13	3.93
	300未満計	26	1,978	0	0	26	1978	40.21	13.34	283,171	17,753	4,133	11,722	6.37	1.30	4.16	10,265	3,808	8,425	3.63	1.30	2.82
	300～999	5	2,388	0	0	5	2388	44.17	8.10	256,260	18,150	4,840	13,745	7.22	1.96	5.36	12,152	3,772	9,678	4.88	1.46	3.91
その他	1,000～	0	0	0	0	0	0															
	計	31	4,366	0	0	31	4366	41.40	11.77	278,686	17,808	4,285	12,300	6.49	1.47	4.53	10,525	3,798	8,810	3.80	1.34	3.18
	～99	102	3,715	0	0	102	3715	42.33	14.79	268,288	16,950	4,417	13,818	6.35	1.59	4.73	10,116	4,275	8,404	3.90	1.57	3.03
	100～299	55	10,164	0	0	55	10164	40.19	14.44	296,511	19,066	4,483	14,520	6.42	1.45	4.96	14,750	4,745	10,443	5.01	1.54	3.75
	300未満計	157	13,879	0	0	157	13879	41.41	14.64	279,198	17,675	4,446	14,140	6.38	1.52	4.84	11,723	4,484	9,308	4.34	1.56	3.39
	300～999	40	21,883	0	0	40	21883	40.28	13.69	299,957	20,490	4,975	15,720	6.78	1.63	5.15	15,905	4,842	11,988	5.15	1.54	3.95
	1,000～	10	14,721	0	0	10	14721	41.66	16.57	353,900	23,752	6,305	16,231	6.64	1.79	4.64	20,743	5,878	14,006	5.88	1.71	4.04
計	300以上計	50	36,604	0	0	50	36604	40.61	14.39	308,738	20,935	5,145	15,797	6.76	1.65	5.07	16,873	5,049	12,392	5.31	1.58	3.97
	計	207	50,483	0	0	207	50483	41.15	14.56	287,039	18,442	4,669	14,679	6.48	1.57	4.92	12,911	4,668	10,351	4.59	1.56	3.61

2026年7月9日

兵庫地方最低賃金審議会
会 長 山口 隆英 様

最低賃金引上げキャンペーンたるみ連絡会
代 表 大澤 靖志 (郵政産業ユニオン)

全国どこでも最低賃金 1500 円の早期実現を求める要請署名の提出について

労働者の生活向上に向けた連日のご健闘に対して心より敬意を表します。

さて、近年の春闘での5%越えの賃金引上げから大きく取り残された4割にも及ぶ非正規労働者、また約7割と言われる中小企業労働者の暮らしの底上げは待ったなしです。これまでの物価高騰に加えてホルムズ海峡の事実上の封鎖による石油や関連物品の値上げでさらに暮らし向きは厳しさを増しています。これら労働者の賃金は、最低賃金の引上げにより改善されているのが実情です。

春闘による賃金引上げだけでは日本の実質賃金マイナスは解決されません。最低賃金の近傍で働く労働者の生活は、人間らしい暮らしとはとても言えません。兵庫県の最低賃金は昨年10月から1,116円になりましたが、週40時間働いても年収手取りは200万円には届かず、とても家族を養うことはできません。直ちに1,500円にすべきであり、10月と4月の年2回の改定も検討すべきです。

東京と地方の最低賃金の格差は最大203円ありますが、この地域間格差は東京など大都市への労働者の流出を招き、地方の過疎化と経済の疲弊を強めています。これを食い止めるためには、現行の都道府県ごとの最低賃金決定ではなく、全国一律1500円の最低賃金制度にすべきです。

昨年の全国的な最低賃金の発効月日は、秋田県では最悪の今年3月31日となり、26府県で遅延され、最低賃金の値切りが行われています。春闘や人事院勧告では遡及して4月からの実施を考えると最低賃金の差別的な取り扱いが納得できるものではありません。

つきましては、別添のとおり**総数 2,685 筆**（そのⅠ/2,110筆+そのⅡ/575筆）の要請署名を提出します。是非とも実現していただくよう宜しくお願いします。

【要請事項】

1. 最低賃金を直ちに1500円とすること。年2回の改定を求めます。
2. 地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度にするよう中央に上申すること。
3. 改定最低賃金は、10月1日の発効を厳守すること。
4. 中小企業の賃上げに向け活用しやすい改善支援金制度とするよう厚労省に上申すること。



2026年7月9日

兵庫地方最低賃金審議会御中

**全国どこでも最低賃金1500円
の早期実現を求める要請署名**
(そのⅠ／神戸市教職員組合分)

署名数 2,110 筆



最低賃金引上げキャンペーンたるみ連絡会

2026年7月9日

兵庫地方最低賃金審議会御中

全国どこでも最低賃金1500円 の早期実現を求める要請署名

(そのⅡ／郵政産業ユニオンなど7団体分)

署名数 575 筆



最低賃金引上げキャンペーンたるみ(ひょうご)連絡会

兵庫地方最低賃金審議会会長 様

全国どこでも最低賃金 1500 円の早期実現を求める要請署名

近年の春闘での 5 % 越えの賃金引上げから大きく取り残された 4 割にも及ぶ非正規労働者、また約 7 割と言われる中小企業労働者の暮らしの底上げは待ったなしです。これまでの物価高騰に加えてホルムズ海峡の事実上の封鎖による石油や関連物品の値上げでさらに暮らし向きは厳しさを増しています。これら労働者の賃金は、最低賃金の引上げにより改善されているのが実情です。

春闘による賃金引上げだけでは日本の実質賃金マイナスは解決されません。最低賃金の近傍で働く労働者の生活は、人間らしい暮らしとはとても言えません。兵庫県の最低賃金は昨年 10 月から 1,116 円になりましたが、週 40 時間働いても年収手取りは 200 万円には届かず、とても家族を養うことはできません。直ちに 1,500 円にすべきであり、10 月と 4 月の年 2 回の改定も検討すべきです。

東京と地方の最低賃金の格差は最大 203 円ありますが、この地域間格差は東京など大都市への労働者の流出を招き、地方の過疎化と経済の疲弊を強めています。これを食い止めるためには、現行の都道府県ごとでの最低賃金決定ではなく、全国一律 1500 円の最低賃金制度にすべきです。

昨年の全国的な最低賃金の発効月日は、秋田県では最悪の今年 3 月 31 日となり、26 府県で遅延され、最低賃金の値切りが行われています。春闘や人事院勧告では遡及して 4 月からの実施を考えると最低賃金の差別的な取り扱いが納得できるものではありません。

つきましては、次の通り最低賃金のあり方に関する要請を行います。是非とも実現していただくよう宜しくお願いします。

1. 最低賃金を直ちに 1500 円とすること。年 2 回の改定を求めます。
2. 地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度にするよう中央に上申すること。
3. 改定最低賃金は、10 月 1 日の発効を厳守すること。
4. 中小企業の賃上げに向け活用しやすい改善支援金制度とするよう厚労省に上申すること。

お 名 前	住 所

署名集約の期日
は 7 月 3 日です。

取り扱い団体

署名取り組み団体／最低賃金引上げキャンペーンたるみ連絡会

ユニオンたるみ気付

全国どこでも最低賃金 1500 円の実現

7 月の兵庫最賃審議会に向けた要請署名にご協力を

●連絡会の旗揚げで署名活動を展開中

全港湾山陽バス分会、郵政産業ユニオン、自立労働組合連合、神戸ワーカーズユニオンたるみ支部の4労組・ユニオンは4月25日、垂水区文化センターで「最低賃金引上げキャンペーンたるみ連絡会」結成の集いを開きました。この集いでは、兵庫県の最低賃金は昨年10月から1,116円（全国平均は1,121円）となりましたが、今年7月の兵庫最賃審議会に向けて「全国どこでも最低賃金1500円の早期実現を求める要請署名」（裏面）に全力を上げることを確認しました。

この取り組みは、物価高騰がさらに進む中で春闘成果から取り残された非正規や中小企業の労働者の暮らし底上げを図ることが目的です。そして賃金が上がれば高齢者の年金支給額も上がります。働く者、市民、高齢者の方々の署名へのご協力をお願いします。

●日本の最賃はなんと欧米の半分以下

①近年は異なりますが、最低賃金の上がり方が遅いという問題があります。先進資本主義国のなかで日本の最低賃金は米国や欧州の半分以下であり、お隣の韓国に追い越されようとしています。

各国の最低賃金の現状

国名	改定額	実施日
イギリス	2,478円	25年4月
ドイツ	2,448円	26年1月
フランス	1,969円	25年1月
アメリカ (ワシントンDC)	2,723円	25年7月
韓国	1,094円	26年1月

【円換算レートは昨年10月22日現在】

②最低賃金が地域間格差を広げる問題があります。最賃制度は、全国一律ではなく、大都市を抱える都道府県は高く、地方の県は低い金額です。これが年々繰り返されると地域間の最低賃金格差は拡大します。現在、東京と宮崎・沖縄との格差は203円です。地方から東京など大都市に若者など

人口が流出するのを止めるためには、最低賃金は、都道府県ごとに決めるのではなく、全国どこでも一律1,500円に改めるべきです。

③最低賃金審議会で経営者の支払い能力が最優先される問題です。最低賃金の決定には、○労働者の生活費、○労働者の賃金、○支払い能力の3要素が考慮されて行われますが、審議会で強い影響力があるのは経営者の支払い能力論です。政府主導で中小企業への利用しやすい財政支援制度の確立が必要です。

④最低賃金の決定過程がいまだに不透明、全面公開されていない問題です。審議会での最賃の最終決定の段階では委員間での水面下での交渉があると聞いています。全面公開を求めます。

●最低賃金をめぐる昨今の異変

ひとつは、一昨年11月には徳島県の最低賃金が、全国の目安60円を大きく上回る84円引き上げられました。後藤田県知事が最賃審議会で若者の流出を止めるためには最賃1,000円が必要だと口頭意見陳述をしたことが引き金になりました。

ふたつは、石破首相が一昨年12月、2020年代に最賃の全国平均を1,500円にする目標を明らかにしましたが、高市首相はこの目標を堅持するののかという昨年12月の参議院予算委員会での野党からの追及に明言をさせ、煙に巻きました。賃金引上げにほとんど関心がありません。

もうひとつは、毎年10月が最賃の改定期期でしたが、昨年は10月ではなく秋田県のように最大半年も遅れての改定となりました。これでは引上げ額は半分に目減りします。最賃値切りは許されません。人事院勧告のように本来なら4月に遡及して実施されるのが当たり前ではないでしょうか。

最賃引上げキャンペーンたるみ連絡会

ユニオンたるみ気付

署名は記入後に [] に FAX しても可とします。

兵庫労働局長 殿
 兵庫労働局賃金室長 殿
 兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

2026年 7月 8日

(団体名) 宝塚地区労働組合総連合
 (代表者) 荒木 芳樹

最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

● 趣 旨 ●

私たちは、7時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

2025年度の兵庫県最低賃金は時給1,116円とされましたが、単身者が人間らしい生活を送るために必要な水準には遠く及びません。兵庫県内で実施した最低生計費試算調査では、単身の若者が暮らしていくためには月額25万円以上、時給換算で1,700円以上が必要です。

また、物価高騰に賃金が追いつかず、実質賃金のマイナスが続いていること、最低賃金近傍労働者の生活が厳しいこと、健康で文化的な生活を営むために必要な水準に到達していないことが社会的に問題となっています。

一方で、中小企業・小規模事業者にとっても、原材料費、エネルギーコスト、人件費の上昇が重くのしかかっており、最低賃金の引き上げを実現するためには、直接的かつ継続的な支援が不可欠です。兵庫地方最低賃金審議会自身も、価格転嫁対策の強化、業務改善助成金の拡充、賃上げ支援助成金の充実、公定価格分野への支援などを政府に強く要望しています。

以上を踏まえ、下記の事項を強く求めます。

■ 項 目 ■

1. 兵庫県最低賃金を直ちに時給1,700円へ引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制度の実現に向けて国に上申すること。
3. 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への直接支援を抜本的に拡充すること。
 - 業務改善助成金について、対象要件の緩和、支給額の引き上げ、申請手続きの簡素化を行い、すべての中小零細事業者が活用できる制度とすること。
 - キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金など、賃上げを支援する各種制度を大幅に拡充すること。
 - 看護、介護、保育、福祉など、価格転嫁が困難な分野については、公定価格や委託費の見直しを含めた特別な支援策を講じること。
 - 社会保険料の企業負担軽減、消費税負担の軽減、下請取引適正化など、中小企業が賃上げしやすい環境整備を進めること。
4. より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

最低賃金の引き上げは、低賃金労働者の生活改善だけでなく、地域経済の活性化、人手不足の解消、消費拡大にもつながります。兵庫県内で働くすべての人が、人間らしく安心して暮らせる賃金水準を実現することを求めます。

以上

